

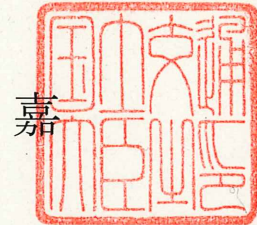
認 定 書

京都市伏見区淀本町225
ケイコン株式会社
代表取締役社長 荒川 崇 殿

令和2年3月10日付けで変更申請があった「ニューウォルコンIV-1型、及びIV-2型」擁壁（国近整都整第32号 平成23年9月28日）については別記各号に定めるところによる場合は、宅地造成等規制法施行令第14条の規定に基づき、同法施行令第6条第1項第2号及び第7条から第10条までの規定による擁壁と同等以上の効力があるものと認める。

令和2年3月31日

国土交通大臣 赤 羽 一



(別記)

- 1 単体の形状等
認定申請書によること。
- 2 適用土質、載荷重及び必要地耐力
認定申請書によること。
- 3 製造仕様書及び築造仕様書
認定申請書によること。
- 4 品質・性能の保持
 - (1) 登録認証機関の認証を受け、有効期間内の製造工場で製造すること。
 - (2) 各製造工場においては、認定申請書に基づき、常に良好な製品を製造すること。
 - (3) 築造にあたっては、認定申請書により確実に施工すること。
特にマルチコーナー擁壁については、施工現場にて擁壁の構造体を築造するものであるから、施工現場への施工指導を適切に行うとともに、その施工状況を適宜確認すること。